社会福祉法人みたか小鳥の森福祉会
役員等報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、「社会福祉法人みたか小鳥の森福祉会」の定款第８条に基づき役員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条 本規程において役員とは、定款第５条に規定された理事及び監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

２ 常任役員とは所定週平均二日以上の勤務をする役員をいう。

（理事会及び法人業務執行の報酬等）

第３条 報酬は、役員の職務執行の対価として支払われるものである。
理事が理事会に出席したときは、別表１により報酬として支払う。

２ 常務役員の報酬の支給は別表２により支給する。交通費は実費とする。

（役員の勤務報酬等）

第４条 役員が理事会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は報酬基準の、別表１により支払う。尚、報酬には交通費を含む。

（監事の報酬等）

第５条 監事が理事会に出席したときは、別表１により支払う。尚、専門性のある監事はそれを考慮して２万円及び交通費を実費で支払う。

２ 監事が理事会出席以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表１により支払う。

（監事以外の役員及び評議員選任・解任委員の業務報酬）

第６条 理事長等が理事会及び評議員会及び選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬および交通費を支払う。

２ 理事が理事会以外の日において理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬および交通費を支払う。

３ 評議員が評議員会以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２により報酬および交通費を支払う。

第７条 常務役員については別表２の報酬額を上限として月額報酬を支払う。

（支給方法）

第８条 常務役員報酬の支払い方法は月額支給とする。

２ 毎月２５日支払いとする。当日が土曜日又は休日の場合はその前日に繰り上げるものとする。

３ 支払われる報酬から所得税他を控除する。

４ 常務役員へは　通勤手当を支給する。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第９条　苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表１により支払う。

２　　苦情対応第三者委員が理事会出席以外の日において、法人及び施設に係る苦情対の業務にあたった場合は、別表１により支払う。

３　　交通費はその実費とする。

（出張旅費）

第 10 条 役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

２　　旅費は、実費を支給する。

３　　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

４　　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第 11 条　施設の職員を兼務する常務役員は施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適応することができる。

第 12 条　常務役員は、法人職務証跡資料として、タイムカードの作成に協力するものとする。

（改正）

第 13 条　本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

報酬基準

別表 1

名称	報酬（税別）
理事・監事の理事会出席 苦情対応第三者委員	10,000 円
専門職の役員	20,000 円
評議員出席	10,000 円
評議員選任・解任委員会出席	10,000 円
半日勤務	5,000 円
一日勤務	10,000 円
合同保育研究集会	50,000 円（上限）

別表 2

理事	報酬額	条件	交通費
常務理事長	３００，０００円	週５日	実費
非常勤理事長	２００，０００円	週３日以上	実費
業務執行理事	１５０，０００円	週４日	実費

別表 3

退職慰労金				
任期	20 年以上 10 期以上	10 年以上 20 年未満 5 期～10 期未満	6 年以上 10 年未満 3 期以上	4 年以上 6 年未満 2 期以上
理事長	月例報酬 1 ヶ月	月例報酬 1/2 ヶ月	月例報酬 1 /4 か月	月例報酬 1/8 ヶ月
役員	7 万円	5 万円	3 万円	1 万円

付　則　　この規程は　2011 年 4 月 1 日制定
2012 年 4 月 1 日改正
2013 年 6 月 1 日改正
2013 年 11 月 1 日改正
2015 年 11 月 1 日改正
2017 年 6 月 1 日改正
2020 年 4 月 1 日改正
2021 年 6 月 1 日改正
2022 年 6 月 1 日施行する
2023 年 7 月 1 日施行する
2024 年 7 月 1 日施行する
2025 年 4 月 1 日施行する